

法」と『観経』の「五逆往生不説謗法」と『涅槃經』の「難治機与病」の三文を挙げて、五逆罪・謗法罪・一闡提の關係について、どのように考えたらいいか問題提起されている。その答えとして、まず『往生論註』の八番問答の中、第二から第八問答を引いて、五逆罪は謗法罪より生じて謗法罪は五逆罪より重罪であると述べる。そして在縁・在心・在決定の三在釈の道理を通して五逆・十悪の罪業より十声の念仏の方が重いので、迷いの世界を出ることができると述べる。

次に、『散善義』では五逆罪・謗法罪について、未造業の者は抑止門、已造業の者は攝取門として、往生ができることと述べられる。さらに『法事讃』では、仏願力によって五逆・十悪罪のみならず、謗法罪・一闡提の者も回心すれば皆往生ができることと述べる。最後に、五逆罪には二種類あって、三乗の五逆罪に対して大乘の五逆罪が引かれている。大乘の五逆罪は三乗の五逆罪だけでなく、十悪・謗法罪も含まれている。

また、『尊号真像銘文』に「正信偈」の「凡聖逆謗齊回入」を釈して、小聖・凡夫・五逆・謗法・無戒・闡提が、回心して真実信心に帰入すれば一味となるように、浄土に生まれて涅槃を得ると述べられる。

その他、『末灯鈔』第十九通・二十通では、善知識をおろかに思い、師をそしめるもの、同行をあなどるものを謗法罪・五逆罪としている。さらに『拾遺真蹟御消息』第六通(善鸞義絶状)は、親鸞聖人は息男善鸞に対し、念仏を惑わし、親にそらごとを言い、第十八願をしほめる花に喩えて捨てさせたことは謗法罪・五逆罪と、強く述べている。

近代以前親鸞伝における善鸞像

御手洗隆明

鎌倉時代の浄土真宗僧・善鸞(慈信)は、父親鸞在世に近い時代の記録によつて、善鸞は父の代理として関東へ向かったが、本願他力の念仏と異なる信仰を主張したとして「今は親ということあるべからず、子とおもうことおもしろい切りたり」(「善鸞義絶状」という厳しい言葉とともに父より義絶されたと見るのが通説である。これは特に大正十年(一九二一)の「義絶状」公開以降に近代的考証のなかで導き出された善鸞像である。

しかし、善鸞自身の著述や自筆は遺されておらず、また父親鸞の自筆書状類にも、更に親鸞一族の自筆書状類にも彼については記されていない。善鸞と同時代と認められる記録は少なく、何よりも彼自身が直接遺した証言は皆無であることから「義絶」を疑問視する見解も少なくない。従来、親鸞の書状類は江戸時代までに主に真宗聖教として集成・刊行されたものを、特に自筆の無いものは再考を要することが認識されながらも、親鸞の自著であることを前提とする傾向があった。親鸞父子の人物像に限らず、通説を導き出した考証がどのような背景と歴史観において形成されたのか、振り返っておく必要がある。

ここでは義絶状が公開される近代以前の善鸞像をたどる。近世以前、実悟(『実悟記』)は本願寺蓮如が善鸞の「不孝」を嘆かわしく思い、彼の遺跡を避けたという逸話を伝えている。また江戸時代の学僧によつて善鸞は父より廃嫡された者として記されている(『金鑑記』『翻迷集』)。このように「不孝無相統」「善鸞は聖人御不孝ありし」という善鸞についての負のイメージ

ジが近世にも受け継がれている。

また『大谷嫡流実記』(一八四五年)は、善鸞を出雲路派本山毫撰寺の開基とする寺伝を紹介し、末法の門徒に専心雑心の分別を明らかにするために、父子合意の上で雑心をよそおい、わざと「御勘気」を蒙ったと『慕帰絵詞』等が伝える善鸞像を記している。ここでは、近世の親鸞像・善鸞像に大きな影響を与えた高田派良空『高田正統伝』が語る「一生御勘当」のような厳しいものと捉えていなかったようである。なお、高田派を含め、江戸時代に「善鸞義絶状」が知られていた形跡を確認できない。

このように、近代的考証が始まる以前の善鸞観は、

一、近世以前より伝わる「邪道をことゝする御子」「不孝無相統」と批判されながらも「大聖の善巧」「御親子御密意」があつたとするやや好意的な評価

二、『高田正統伝』の影響と思われる、「一生御勘当」を受けた者とする評価

主にこの二つの善鸞像が並立していたと考えられる。

近代以前の善鸞像には、非真宗的な傾向があり、関東門流を混乱させ、父親鸞から勘当を受けたという負のイメージがあつたが、それが父の思想にまで影響を与えたとする見方はうかがえない。この善鸞像は近代になって「善鸞義絶状」発見(一九〇〇年)と公開(一九一〇年)、それに伴う近代的考証の始まりによって大きく動き出す。大谷派の佐々木月樵は明治四一年(一九〇八)には義絶状の存在を知っていたが、基本的に『高田正統伝』の記述に拠るなど、善鸞の行状については近世的な

見方を踏襲し、事件の考証には踏み込んでいない(『親鸞聖人伝』)。

このように、善鸞の異解を伝道活動上の方便的行為と見る近代以前の善鸞像は、時代が大正になっても残されていた。しかし、親鸞伝の近代的考証が進み、親鸞自身への評価が高まると同時に、善鸞への負のイメージも強まり、善鸞は父親鸞と相反する「異義者」として、その存在感を高めていくのである。

存覚上人と法華

川野 寛

題目の「法華」とは非常に広義にわたるが、今発表において意味するところは、存覚(一二九〇—一三三三)在世時における天台法華と日蓮宗徒との交渉を論じることが目的である。その交渉を論じるに当たり、まず存覚在世時に浄土宗(浄土真宗)の置かれた状況下を踏まえておきたい。

諸行・念仏併修のなかより、法然の専修念仏の主張、浄土宗の開闢により、念仏は浄土往生の行としてひとり立ち(機根の類化・念仏一行化)をしたのであるが、その専修念仏の顕示は同時に浄土往生の行としての諸行の否定(廢)(弥陀の本願による念仏選択は、同時に諸行の選捨)を意味していたため、延暦寺、興福寺などの有力聖道寺院の訴えにより承元の法難、嘉禄の法難をはじめとする専修念仏弾圧が巻き起こった。その弾圧は存覚在世時にも引き続き起こり、存覚一代記ともいえる『常樂台主老衲一期記』(以後『一期記』に略す)の十四歳嘉元元年(一一三〇三)の条または唯善書状には、鎌倉で念仏停止の